

宮崎県看護協会長表彰規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人宮崎県看護協会定款第3条の本会目的達成に著しい功績があった者の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰時期)

第2条 表彰は、毎年開催される通常総会において行う。

(被表彰者)

第3条 表彰は、表彰の時点において協会会員であり、次の各号の一に該当する者に行う。

- (1) 年齢50歳以上で会員歴20年以上、役員・委員を通算して5年以上協会活動に貢献した者
- (2) 看護業務に特に顕著な功績があった者

(推薦)

第4条 前条各号の一に該当する者があるときは、被推薦者の所属する施設代表者の推薦ならびに理事会の議を経て協会長に推薦する。

2 推薦は別紙「宮崎県看護協会長表彰候補者調書」によるものとする。

(決定)

第5条 被表彰者は、理事会の議を経て決定する。

(改正)

第6条 この規則は、理事会の承認により変更することができる。

附 則

- 1 この規定は平成13年2月3日より施行する。
- 2 この規定は平成17年1月15日改正、平成17年1月17日より施行する。
- 3 この規則は平成26年1月18日より施行する。